

	対象施設・事業	対象者	適用	保育要件	利用料	実費負担（食材料費）	上乗せ措置
保育所 地域型保育事業	認可保育所、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業）、認定こども園（2号・3号）	3歳から5歳	3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から	要	無償	有 ※年収360万円未満の世帯、第3子に対する副食費の負担軽減 ※年収360万円未満の世帯、第3子に対する主食費の独自負担軽減	—
		0歳から2歳	住民税 非課税世帯	要	無償	無	—
認可外保育施設等	認証保育所、定期的利用保育事業、認可外の事業所内保育等（院内保育、ヤクルト）、一時保育、病児病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター （国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、5年間の経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合も対象とする。）	3歳から5歳	3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から	要	上限月額37,000円	有 ※年収360万円未満の世帯、第3子に対する給食費の独自負担軽減	【保護者負担軽減】 引き続き認証保育所等を対象として、無償化上乗せ給付を実施。 都1/2：月額16,000円上限 ※3年間の時限措置を踏まえ令和2年度から見直し 【多子負担軽減】 多子カウントを実子の数に改める。 公立：市10/10 私立：都10/10 認可施設0～2歳保育料：第2子半額、第3子無償 認可外3～5歳：第2子月額1万円、第3子月額2万円 認可外0～2歳：第2子月額1.4(非課税1.3)万円、第3子月額2.7(非課税2.5)万円 ※令和元年10月実施
		0歳から2歳	住民税 非課税世帯	要	上限月額42,000円	有	
幼稚園（私学助成）	幼稚園（私学助成）	3歳から5歳	満3歳（3歳になった日）から	不要	上限月額25,700円	有 ※年収360万円未満の世帯、第3子に対する副食費の負担軽減 ※保育所、地域型保育事業と同様の主食費の独自負担軽減	無償化上乗せ給付として保護者負担軽減を実施する。 都10/10：月額1,800円 市制度：月額5,200円
				要	幼稚園の預かり保育 上限月額11,300円		
幼稚園（新制度）	幼稚園（新制度）、認定こども園（1号）	3歳から5歳	満3歳（3歳になった日）から	不要	無償	有 ※年収360万円未満の世帯、第3子に対する副食費の負担軽減 ※保育所、地域型保育事業と同様の主食費の独自負担軽減	無償化上乗せ給付として保護者負担軽減を実施する。 都10/10：月額1,800円 市制度：月額5,200円
				要	幼稚園型一時預かり事業 上限月額11,300円		
幼稚園類似施設	都が認めた幼稚園類似施設	3歳から5歳	満3歳（3歳になった日）から	不要	給付なし ただし、当面4年間、東京都による補助の対象となる。幼児教育無償化の国・都負担相当額が補助される。 上限月額25,700円	有	無償化上乗せ給付として保護者負担軽減を実施する。 都10/10：月額1,800円 市制度：月額5,200円
無認可幼児施設	市が認めた市内に所在する幼児教育施設 （市外の無認可幼児施設は、所在自治体が本市の実施する市内無認可幼児施設に通う子の保護者に対する補助と同等の補助を実施している場合に限り、補助する。）	3歳から5歳	満3歳（3歳になった日）から	不要	給付なし ただし、当面4年間、市による補助の対象とする。幼児教育無償化の国・都負担相当額を補助する。 上限月額25,700円 （令和元年度は20,500円）	有	令和元年度末まで延伸する。